

業務提携依頼書

株式会社ディープライフ（以下「甲」という）と、
 （以下「乙」という）とは、甲が専任媒介の賃貸物件の仲介業務
 に関し、下記の通り業務提携契約を締結するものとする。

記

第1条（目的）

乙は甲が紹介する賃貸物件を積極的かつ優先的に入居希望者に対し紹介し、円滑な賃貸借契約の成立に協力する。

甲は乙に対し、情報提供を積極的に行い、キャンペーン物件等あった場合は、優先的に情報を提供するものとする。

第2条（信義）

甲・乙は、前条の目的を遂行するために信義を守り、誠実に業務を履行する。

第3条（紹介する賃貸物件）

紹介する賃貸物件は、甲が専任媒介する賃貸物件全てとし、その情報に関しては、甲が指定する方法で情報を提供するものとする。

第4条（鍵の管理）

甲は、案内用の共通キー 本（鍵No.に関しては表1参照）を乙に貸与し、乙は自己の責任をもってこれを管理する。また、甲より依頼のあった場合は、第三者に共通キーを貸し出し、これを回収する。

（表1：鍵No.について）

鍵No	
鍵No	
鍵No	

第5条（仲介手数料・業務委託料）

甲は、乙の仲介する申込者との賃貸借契約が成立した場合に、別途定めた仲介手数料・業務委託料（表2参照）を支払うものとする。

（表2：仲介手数料・業務委託料について）

仲介手数料配分		
一般業者様	元付50%/客付50%	元付0%/客付100%
協力業者様	元付0%/客付100%	元付0%/客付100% 業務委託料50%

※キャンペーン物件については、その際のお知らせをご確認ください。

第6条（業務委託）

乙は、乙自身が仲介した申込者の契約業務にあたり、申込から鍵渡しまでを責任を持って遂行することとし、その契約業務に際し、甲より指示のあった事項については確実に申込者に伝達することとする。

第7条（守秘義務）

甲・乙は、本業務提携を遂行する上で知りえた事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、契約を遂行するにあたり、必要と認められることに関しては除くこととする。

第8条（業務提携有効期間）

本業務提携の有効期間は、 年 月 日より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかが書面にて更新拒絶の申出をしない限り、さらに1年間の延長をするものとし、以降も同様とする。

第9条（提携の解除）

甲・乙は本契約を継続することが自己の不利益と判断される状態が生じた場合は、提携期間中といえども、互いに通告することにより、提携を解除することができるものとする。この場合、丙は貸与された共通キーを速やかに返還するものとする。情報を提供するものとする。

第10条（協議事項）

業務遂行上、本契約記載事項以外の疑義が生じた場合は、甲・乙は互いに誠意を持って協議の上解決にあたるものとする。

提携契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上1通を各々保管する。

以上

年 月 日

甲 千葉県浦安市北栄1丁目16番3号
 株式会社ディープライフ
 代表取締役 六井 元一 (印)

乙 (印)